

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、超インフレ表示通貨への換算に関する IAS 第 21 号の修正を提案

目次

背景

修正案

発効日、経過措置およびコメント期間

さらなる情報

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本 iGAAP in Focus では、2024 年 7 月 25 日に国際会計基準審議会（IASB）から公表された公開草案（ED）公開草案「超インフレ表示通貨への換算」に示される、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正案を解説する。

- IASB は、企業が超インフレではない経済の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算する場合、比較金額を含め、当該金額を直近の財政状態計算書の日の決算日レートを使用して換算するよう IAS 第 21 号を修正することを提案している。
- 企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなり、その機能通貨が引き続き超インフレではない経済の通貨である場合、企業は、そのような状況に IAS 第 21 号で現在適用されている方法を（比較金額を再表示せず）将来に向かって適用する。
- 企業は、換算方法案を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報を含む、ED で提案されている方法を適用していることを開示することが要求される。
- 本修正は、遡及的に適用しなければならない（発効日はまだ決定されていない。）。
- コメント期間は、2024 年 11 月 22 日までである。

背景

IFRS 解釈指針委員会（IFRS IC）は、超インフレ経済における IAS 第 21 号および IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の適用に関する要望書を受け取った。当該要望書は、機能通貨および表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業が、機能通貨が超インフレ経済でない通貨である在外営業活動体の成果および財政状態をどのように換算するかを質問した。当該状況では、企業は IAS 第 21 号 39 項を適用し、以下を行う。

- 各財政状態計算書の資産および負債を、当該財務状態計算書の日の決算日を替レートで換算する。
- 取引日の為替レートを使用して収益および費用を換算する。
- 比較金額を修正再表示しない。

しかし、企業の機能通貨および表示通貨は超インフレ経済の通貨であるため、IFRS IC は、IAS 第 21 号 39 項を適用した後、企業が IAS 第 29 号 26 項および 34 項を適用して、当期の収益と費用、および在外営業活動体のすべての比較金額を報告期間の末日の現在の測定単位に基づいて修正再表示することが要求されるどうかを質問された。

IFRS IC は、企業が当期の収益、費用、および比較金額を修正再表示することも、修正再表示しないことも正当化できることに留意した。したがって、IFRS IC は、当該事項を IASB に委ね、当該論点に対処するために IAS 第 21 号の狭い範囲の修正を提案することを決定した。

修正案

換算方法案

IASB は、ある企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨であるが、その機能通貨が超インフレではない経済の通貨である場合、企業は、比較を含む財務諸表のすべての金額を、直近の財政状態計算書の日の決算日レートで換算することを要求するよう IAS 第 21 号の修正を提案する。

企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなり、その機能通貨が引き続き超インフレではない経済の通貨である場合、企業は、そのような状況に、IAS 第 21 号で現在適用されている方法を（比較金額を修正再表示せず）将来に向かって適用する。すなわち、各財政状態計算書の資産および負債は、当該財政状態計算書の日の決算日レートで換算される。また、収益および費用は取引日の為替レートで換算され、結果として生じるすべての為替差額は他の包括利益に認識される。

見解

本論点について協議した利害関係者は、超インフレ経済の通貨で表示された金額は、現在の測定単位で表現された場合にのみ有用であると説明した。

IASB は、換算方法案が、機能通貨が超インフレの通貨である企業の財務諸表の換算にすでに使用されている結果として、企業が現在の測定単位で換算の対象となる金額を表示することになると見込んでいる。

開示要求案

換算方法案を使用する企業は、以下を開示することが要求される。

- 換算方法案を適用したという事実
- 換算方法案を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報
- 通貨が企業の表示通貨である経済が超インフレでなくなった場合、当該事実

IASB は、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の適用に適格であり、適用することを選択した子会社にも、同じ開示要求が適用されることを提案している。

発効日、経過措置およびコメント期間

ED は発効日を提案していない。発効日は、IASB が本提案を再審議する際に決定される。

移行に関して、IASB は以下を提案する。

- IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、本修正を遡及的に適用することを企業に要求する。
- IAS 第 8 項 28 項(f)または IFRS 第 19 号 178 項(f)で要求される情報の開示を、企業に要求しない。
- 企業が、発効日より前に本修正を適用することを認める。

本 ED のコメント期間は、2024 年 11 月 22 日に終了する。

さらなる情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは 拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの作 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは 関係法人 の作 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへの サービス 提供 を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にて サービス を提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人 が本資料をもって専門的な助言や サービス を提供するものではありません。皆様の財務または 事業 に影響を与えるような意思決定または 行動 をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または 確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または 代理人 のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または 間接に発生したいかなる損失 および 損害 に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301